（記載例第4号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

平成30年7月31日
熊　　本　　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
	○			西区河内町 白浜集落	無	平成27年度～ 平成31年度	熊本市中山間地域等直接支払 白浜集落協定	変更内容: 協定面積の変更
	○			北区植木町 辺田野集落	無	平成27年度～ 平成31年度	辺田野基盤整備地域中山間活動組織	変更内容: 協定面積の変更